

各都道府県介護保険担当課(室) 御中

介護保険最新情報

vol. 2

平成11年6月28日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく願いいたします。

今回の内容

1. 介護保険適用の療養型病床群の入院患者の要件について

25日の新聞各紙において、「厚生省が介護保険適用の療養型病床群に入院する患者を、原則として6か月を超す長期入院患者に限定」する旨の記事が掲載されました。

介護保険において、制度的に療養型病床群に入院する患者をその入院期間により限定することは全く考えておらず、必要があれば、入院期間に関係なく入院することは可能です。

なお、医療保険適用の療養型病床群については、入院期間に応じた逓減制が設けられておりますが、介護保険適用の療養型病床群については、入院期間に応じた逓減制を設けない方向で検討しており、また、介護給付費部会において、介護保険適用の療養型病床群の報酬水準を、現行の診療報酬のうち6か月を超えて入院する場合を参考に設定する案を資料として提出したところであります。

このような観点から両者の役割分担を考えれば、介護保険適用の療養型病床群は、6か月を超える長期の介護の必要性が高い患者が入院するのに適しているものと言えらるゝと考えられますが、いずれにせよ、報道のように介護保険適用の療養型病床群に入院する者を、制度的に入院期間が6か月を超える者に限定するようなことは考えていないことを改めて申し添えさせていただきます。

2. 指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定に係る医療法人の附帯業務等の取扱い等について

指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定に関し、現在、いくつかの都道府県より、医療法人の附帯業務等の取扱い、地区医師会の設置する事業所が指定を受けようとする場合における定款の取扱い及び在宅介護支援センターが指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする場合の取扱いについて御照会をいただいているところですが、これらについての取扱いを別添1のとおりとしましたので、お知らせいたします。

3. 社会保険庁作成のリーフレット

社会保険庁から各都道府県保険主管課（部）及び各社会保険事務所に対して、介護保険制度の周知広報用として別添2のリーフレットを作成し配布しておりますので、お知らせいたします。

～以上～

各都道府県介護保険主管課(室)担当官 殿

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室

指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定に係る
医療法人の附帯業務等の取扱い等について

指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定に関し、現在、いくつかの都道府県より、医療法人の附帯業務等の取扱い、地区医師会の設置する事業所が指定を受けようとする場合における定款の取扱い及び在宅介護支援センターが指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする場合の取扱いについて御照会をいただいているところですが、これらにつきましては下記のとおりといたしますので、貴職におかれましては、内容に御留意の上、関係部局との連携を図りつつ、指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定に関する業務の適切な実施に努められますようお願いいたします。

記

1. 医療法人の附帯業務等の取扱いについて

医療法人の附帯業務等の取扱いについては、平成11年6月23日付けで、健康政策局指導課長より各都道府県衛生主管部(局)長宛通知「介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について」(別添参照)が発出され、新たに訪問入浴介護、福祉用具貸与、居宅介護支援が医療法人の附帯業務として認められたことに伴い、現在、附帯業務を行うことにつき認可を受けている医療法人については定款又は寄付行為の変更は不要とすることとされておりますので、御留意願います。

2. 地区医師会の設置する事業所が指定を受けようとする場合における定款の取扱いについて

法人格を有する地区医師会の設置する事業所が指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする場合における同会の定款の取扱いにつきましては、現在、担当部局と調整中であり、別途連絡する予定としておりますので、貴職におかれましては、同会からの指定の申請に対し、定款変更がなされていないこと又は定款変更に関する総会の議決がなされていないこと等をもって直ちに申請を受理しないという取扱いを行わないよう、御留意願います。

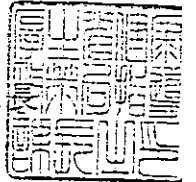
3. 在宅介護支援センターが指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする場合の取扱いについて

一部の都道府県においては、在宅介護支援センターが指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする場合、当該センターの職員に加え、別途介護支援専門員を配置しなければならないという指導が行われているとのことですが、平成12年度予算において在宅介護支援センターの運営費の取扱いを見直すことを予定しており、在宅介護支援センターの職員と介護支援専門員とを兼務することは差し支えない取扱いとしますので、御留意願います。

指第 4 6
平成 11 年 6 月 24

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省健康政策局指導課

介護保険法の施行に係る医療法人の
附帯業務の取扱い等について

平成 12 年 4 月 1 日より介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という）が施行されることに伴い、医療法人が法第 70 条第 1 項及び第 79 条第 1 項の規定に基づき指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定（以下「指定居宅サービス事業者等の指定」という）を受けて法第 7 条第 5 項規定する居宅サービス事業及び法第 7 条第 18 項に規定する居宅介護支援事業（以下「居宅サービス事業等」という。）を実施する場合の取扱い等を下記のとおり定めることとしたので通知する。

なお、その取扱いにあたっては、介護保険担当部局等関係主管部局と連携をとり、適正な運営に努められたい。

記

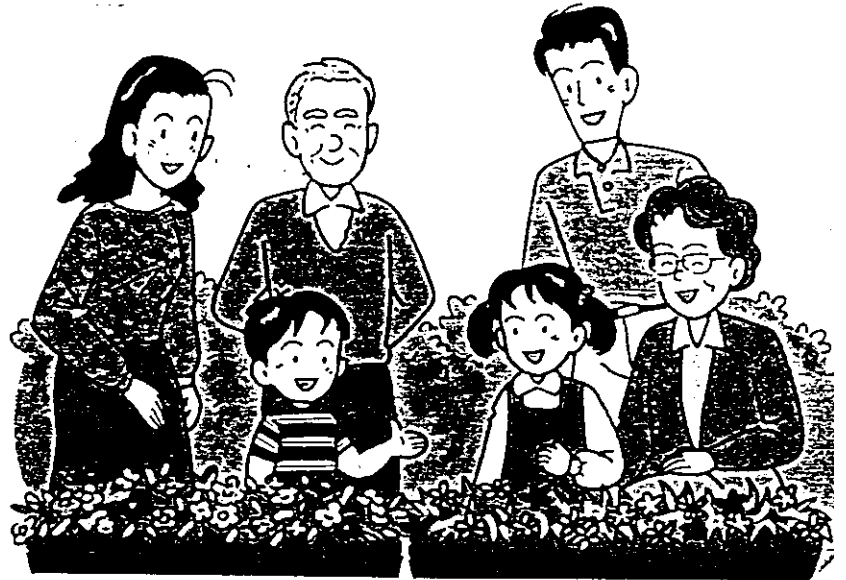
1. 法第 7 条第 7 項の訪問入浴介護を行う業務、法第 7 条第 17 項の福祉用具貸与を行う業務及び法第 7 条第 18 項の居宅介護支援事業の実施については、医療（昭和 23 年法律 205 号）第 42 条に定める医療法人の附帯業務として認められるのであること。
したがって、医療法人においても、居宅サービスのうち訪問入浴介護、福祉用具貸与及び居宅介護支援について、指定居宅サービス事業者等の指定を受附帯業務として居宅サービス事業等の実施が可能である。
2. 医療法人が指定居宅サービス事業者等の指定を受け当該法人が既に附帯業務を行うことについて認可を受けている事業所において新たに居宅サービス事業等を実施する場合については、定款又は寄附行為の変更は不要であること。
ただし、上記以外の場合に指定居宅サービス事業者等の指定を受け居宅サービス事業等を新たに実施するため事業所を設置する場合については、従来と同様に定款又は寄附行為の変更が必要であること。
3. 当該医療法人の定款又は寄附行為の変更の手続きは、都道府県知事による指定居宅サービス事業者等の指定を受けた後であっても差し支えないこと。

介護保険がスタートします (別添)

平成12年4月分から新たに介護保険料が徴収されます

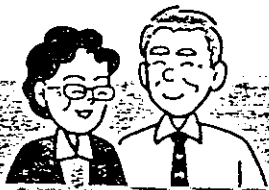
○事業主の方も保険料の半額負担をお願いします

介護保険制度が実施されると、医療保険制度を通じて介護保険料が徴収されます。介護保険制度は、従業員である被保険者のみなさまが家族の介護を心配せずに働くことができる環境をつくるための制度です。事業主・船舶所有者の方々にも保険料のご負担についてのご理解とご協力をお願いいたします。



1. 40歳以上の方(本人・家族)が介護保険の被保険者になります

40歳以上の方は、その住所地の市区町村が運営する介護保険の被保険者となります。介護保険の被保険者は年齢によって2種類に分けられます。



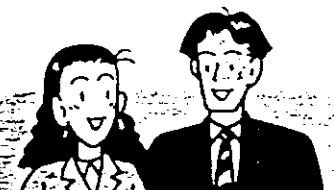
① 第1号被保険者 (65歳以上の方)

65歳以上の方を第1号被保険者といいます。



② 第2号被保険者 (40~64歳の方)

40~64歳の医療保険加入者を第2号被保険者といいます。つまり、健康保険や船員保険などの加入者(被保険者と被扶養者)が介護保険の被保険者となります。



③ 39歳以下の方

介護保険の被保険者とはなりません。

介護保険の適用除外

介護保険は、40歳以上の方を対象にしていますが、次の方には適用されません(適用除外者の届出方法などについては、あらためてお知らせします。)

- ①国内に住所を有しない者(海外居住者)
- ②在留資格または在留見込期間1年未満の短期滞在の外国人
- ③身体障害者療護施設など、適用除外施設の入所者

2. 保険料の納付方法は年齢によって3種類に分かれます

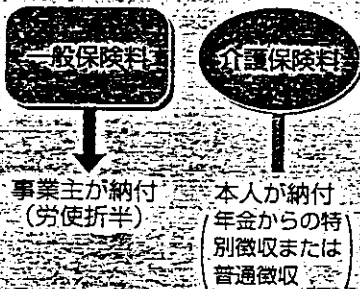
介護保険制度が実施されると、第2号被保険者のみなさまは、従来の医療保険の保険料（一般保険料）に加え、新たに介護保険の保険料（介護保険料）を上乗せした金額が給料から控除されるようになります。保険料の負担・納付方法は、年齢によって3種類に分かれることとなります。

保険料の負担・納付方法（一般保険料…医療保険の保険料）（介護保険料…介護保険の保険料） *船員保険の場合、失業保険料、災害保険料（全額事業主負担）なども含まれています。

① 第1号被保険者 (65歳以上の方)

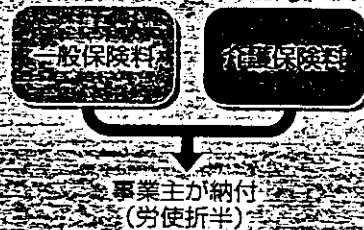
- 事業主の方は、従来どおり一般保険料だけを納めます。
- 介護保険料は第1号被保険者本人が納めます。

（年金額が年間18万円以上の老齢年金受給者の方は、介護保険料が年金から天引きされます（特別徴収）。それ以外の方は、直接市区町村に納めていただきます（普通徴収）。）



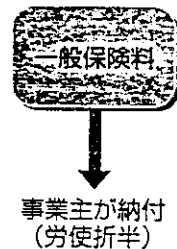
② 第2号被保険者 (40~64歳の方)

- 事業主の方は、一般保険料に加え、新たに介護保険料と一緒に納めます。
- 介護保険料は一般保険料と同様、半額を事業主が負担します。



③ 39歳以下の方

事業主の方は、従来どおり一般保険料だけを納めます。



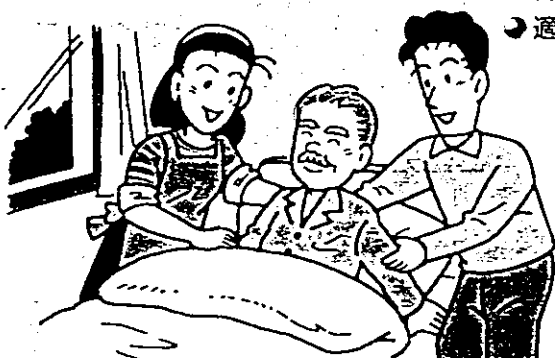
任意継続被保険者の保険料

介護保険の第2号被保険者である任意継続被保険者の方も、一般保険料に加え、新たに介護保険料と一緒に納めます。一般保険料と同様、全額自己負担になります。

3. 保険料額などの詳細はあらためてお知らせします

介護保険料の徴収（開始時期・対象者など）についてのあらましは以上のとおりですが、次の事項についてはあらためてお知らせします。

- 介護保険料の額
- 適用除外者（海外居住者など）の届出方法



- 介護保険制度についてのお問い合わせは、お住まいの市区町村にお願いします。